

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成30年度	対象部局等	総務部	総務課 (公益財団法人 福島市振興公社)
報告書ページ	58ページ 2	区分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>会計システムの更新</p> <p>当法人の会計システムは、法人内部の職員がMicrosoft のAccess をベースに作成したものであり、自由度も高く完成度も高い。しかし、システムの保守更新等は当該システムを作成した者しか実施することができず、後任の育成も行われていない。</p> <p>会計システムは法人の管理業務の基礎となるものであり、将来的に安定的なシステムの運用を図るためには、属人的な要素の強いシステムの利用は避けることが望ましいと考える。具体的には、市販のパッケージシステムを購入して保守業務を業者に依頼すること等を検討することが望ましい。なお、その際には公益法人会計への対応が必要となる市の外郭団体との共同購入・保守契約を行うことも検討すべきと考える。それにより、コストダウンと職員の情報交換によるスキルアップが図れるものとする。</p>			
講じた措置の内容	<p>令和2年2月にソフトの契約を締結し、令和2年6月に保守を含めた会計システムを導入しました。</p> <p>なお、本法人に合わせた独自のカスタマイズ等を要したことから、単独での購入・保守契約を行ったものであります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成30年度	対象部局等	商工観光部	観光コンベンション推進室 (福島市観光開発株式会社)
報告書ページ	73ページ 1(5)	区分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>計算書類及び事業報告に係る附属明細書の取締役会承認</p> <p>毎年6月に開催される取締役会議事録によると、計算書類及び事業報告に係る附属明細書の承認決議が行われていない。会社法で取締役会承認が求められているのは、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）及び事業報告書だけでなく、それらに係る附属明細書も含まれるため、会社法の規定に従っていない（会社法第436条第3項）</p> <p>取締役会における承認事項である附属明細書も議案に明示して承認を求め、議事録にも附属明細書が承認された旨を明記すべきである。なお、株主総会での決議事項として承認を受ける必要がある書類には附属明細書は含まれない。また、株主総会において、事業報告は決議事項ではなく報告事項となる（会社法第438条）。</p>			
講じた措置の内容	<p>令和2年6月1日開催の取締役会においては会社法の規定に従い、計算書類及び事業報告に係る附属明細書も議案に明示し対応しました。</p> <p>また、令和2年6月29日開催の株主総会において事業報告については決議事項ではなく、報告事項として対応しました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成30年度	対象部局等	商工観光部	産業雇用政策課 (一般財団法人中 小企業福祉サー ビスセンター)
報告書ページ	86ページ 3	区分	○	指摘 意見
指摘等の内容	<p>特定資産の取扱い</p> <p>定期預金 53,800,000 円が運営積立預金として特定資産に計上されているが、特定資産に係る管理規定等がなく資金使途が特定されていないため、目的や使途が明確になっていない。公益法人会計基準によれば、特定資産は特定の目的のために保有する預金、有価証券等とされている。このため、特定資産を保有する場合は、以下の事項を定めた取扱要領等を作成することが望ましい（公益法人会計基準に関する実務指針（Q27 A①））。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 目的 ② 積立の方法 ③ 目的取崩の要件 ④ 目的外取崩の要件 ⑤ 運用方法 ⑥ その他 			
講じた措置の内容	<p>「一般財団法人福島市中小企業福祉サービスセンター特定資産等取扱規程」を策定し、令和2年2月14日開催の理事会で承認を受けました。（令和2年2月14日施行）</p> <p>今後は同規程に基づき資産の適正かつ効率的な運用に努めて参ります。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成30年度	対象部局等	総務部	総務課
報告書ページ	124ページ	1(1)	区分	○ 指摘 意見
指摘等の内容	<p>補助金交付対象経費の明確化</p> <p>福島市振興公社運営費補助金の交付等に関する要綱（以下、この項において「要綱」という。）の第2条において、「補助金は、公社が法人運営を円滑に行うために必要な総務部門における職員の人件費及び物件費を対象とし、その額は、補助の対象として認める範囲内において市長が定める額とする。」との定めがあり、当法人から補助金等交付申請書の提出を受け、交付額が決定されている。</p> <p>この交付申請書の中に「総務部門の人件費」の金額が記載されているが、その内訳を確認したところ、理事長の役員報酬と事務局長の給与の全額が補助対象経費に含まれている。しかし、組織図によると、この両名は総務課を含む7部門を統括する責任者となっている。理事長は法人の代表者であることから、その報酬の大部分を総務部門が負担することは理解できるが、事務局長の場合は総務以外の業務も行っているのが実態であるものと考えられる。したがって、事務局長の給与の全額を総務部門の人件費として補助の対象としていることは、要綱第2条の規定からすると疑義がある。</p> <p>運営費補助の対象について、要綱の定めが「総務部門の人件費及び物件費」と規定されているため、補助対象経費の範囲が不明確であり、補助対象経費の客観性が確認できない。現状では、補助対象経費としての適切性に疑義がある支出があっても、要綱との関係で明確に否定できず、補助金決定プロセスの透明性が確保されているとは言いがたい。</p> <p>補助金の透明性と補助対象経費の客観性（どのような事業のどのような費用を交付対象とするのかを明確にする）を高めるために、補助金の交付対象とする経費の費目及び範囲を要綱等に明記すべきである。</p>			
講じた措置の内容	<p>補助対象経費の客観性を高めるため、補助対象経費を「別表に定めるもの」と規定し、別表の中で補助対象経費の費目及び範囲を明示しました。（令和2年4月1日要綱改正）</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 3

包括外部監査の結果に係る検討報告書
(現行の事務処理が適当であると判断したもの)

監査実施年度	平成 30 年度	対象部局等	総務部	総務課
報告書ページ	124 ページ 1 (2)		区 分	意見
意見の内容	<p>補助金額の再検討</p> <p>当法人は収益事業も営んでおり、平成 30 年 3 月期決算の収益事業は 58,444 千円の黒字であり、法人全体でも 14,043 千円の黒字であり、平成 30 年 3 月末の正味財産残高は 240,253 千円である。過去 5 年の決算数値の推移を見ても、公益事業を含めた法人全体で 1 千万円以上の黒字を継続して計上しており、市からの補助金総額は、平成 30 年 3 月期で 87,858 千円、過去 5 年間で総額 434,967 千円、年平均 86,993 千円である。今後の事業計画において大幅な赤字や、多額の設備投資などの予定がないのであれば、補助金交付の必要性について、当法人が実施する公益事業に対する他の補助金を含めて、再検討することが望ましい。(要約)</p>			
検討内容	<p>福島市振興公社総務課においては、十分な財源確保の見込がないことから、法人の円滑な運営を図り、市民文化の振興等に寄与するため、当公社総務課に対する補助金の交付を継続するものとします。</p> <p>ただし、一般正味財産が毎期一定程度増加していることから、公益財団法人の収支相償の原則を踏まえ、また、公社の自立した運営を促していくため、補助対象経費を見直し、令和 2 年度から物件費の一部を補助対象外としました。(令和 2 年 4 月 1 日要綱改正)</p> <p>なお、市文化振興課から当公社文化財調査室へ運営費補助金が交付されていますが、出資者として公社全体を総括している市総務課が交付する運営費補助金において、補助金額の減額を行います。</p> <p>また、当公社においては、平成 26~29 年度にかけて実施した除染監理事業のような大幅な収益が生じる事業は今後想定されないことから、要綱に補助金の調整規定を設けることはしませんが、随時、公社の一般正味財産の増減を注視し、必要に応じ補助対象経費の見直し等を行うなど、適正な補助金交付に努めていきます。</p>			

- (1) 意見の内容欄は、監査の結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 検討内容の欄は、改善策について検討したものの、現行の事務処理が適当であると判断した理由、見解等を記載すること。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成30年度	対象部局等	商工観光部	観光コンベンション推進室
報告書ページ	136ページ 7(1)		区分	○ 指摘 意見
指摘等の内容	<p>補助金交付対象経費の明確化</p> <p>福島市観光関係団体事業補助金等の交付等に関する要綱（以下、この項において「要綱」という。）第2条において以下の定めがあり、要綱の別表にて「一般社団法人福島市観光コンベンション協会組織運営補助金 61,165,000 円」が補助予定とされていることを確認した。</p> <p>第2条 補助金は、団体の運営経費及び団体が観光の振興に関する各種事業を行う場合のその事業に要する経費に対して交付するものとし、補助の対象となる団体及び補助額については、別表に定めるもののほか、必要に応じて市長が別に定めるものとする。</p> <p>当補助金の対象となる費用の主な内容は、常勤職員の人件費と事務所経費であり、項目別に対象経費の単価と数量（月数）などにより積算している。</p> <p>しかし、当補助金の交付要綱には「その事業に要する経費」と記載されているだけであるため、どの費目が補助対象経費であるかが不明確である。補助金の透明性と補助対象経費の客観性（どのような事業のどのような費用を交付対象とするのかを明確にする）を高めるために、補助金の交付対象とする経費の費目及び範囲を要綱等に明記すべきである。</p>			
講じた措置の内容	<p>補助対象経費の客観性を高めるため、令和2年4月1日付要綱改正により、補助対象経費を別表に定め、費目及び範囲を明示しました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 30 年度	対象部局等	農政部		市場管理課
報告書ページ	140 ページ 10 (1)		区 分	○	指摘
					意見
指摘等の内容	<p>補助金交付対象経費の明確化</p> <p>要綱では人件費と需用費の一部が補助対象経費とされているが、具体的な補助対象額の対象範囲は明記されていない。補助金の透明性と補助対象経費の客観性（どのような事業のどのような費用を交付対象とするのかを明確にする）を高めるために、補助金の交付対象とする経費の費目及び範囲を要綱等に明記すべきである。（要約）</p>				
講じた措置の内容	<p>以前より補助交付対象経費の費目や対象範囲については一定の基準が存在したものの要綱に明記しておりませんでした。</p> <p>この点については、令和 2 年 4 月 1 日付けで要綱を改正し補助交付対象経費やその範囲を明記しました。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 30 年度	対象部局等	農政部		市場管理課
報告書ページ	141 ページ 10 (2)		区 分		指摘
				○	意見
指摘等の内容	<p>補助事業等実績報告書等の提出期日</p> <p>補助事業等実績報告書が平成 30 年 3 月 31 日付で提出されており、添付書類として決算書一式が一緒にファイルされている。しかし、3 月末時点で確定数値を提出することは実質的に不可能である。3 月末時点ではいったん見込数値を入手し、実績数値が確定した段階で見込額との差を調査する方法が望ましいと考える。また、このような現実的対応が可能となるように、要綱を改定することが望ましい。(要約)</p>				
講じた措置の内容	<p>以前より、市として補助対象事業の会計年度内に事業内容を確認し補助金額を確定する考えから、補助金交付先の事業者は 3 月 31 日付けで実績報告書を提出するよう要綱に規定しておりました。</p> <p>この点については令和 2 年 4 月 1 日付で要綱を改正し、補助金交付先の事業者が当該年度の 3 月 31 日までに確定数値を記載した実績報告書を提出できない場合は、同事業者は見込額を記載した実績報告書を同 3 月 31 日までに提出するものと規定しました。また、この見込額と実績額に相違がないか市として確認するため、確定した実績が出た後に実績資料を提出させるものと規定しました。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 3 0 年度	対象部局等	健康福祉部	地域福祉課
報告書ページ	1 4 3 ページ	1 1 (3)	区 分	指摘
			○	意見
指摘等の内容	<p>補助事業等実績報告書等の提出期日</p> <p>補助事業等実績報告書の提出期日は平成 30 年 3 月 31 日であったが、3 月末時点で報告が可能なのは決算の見込数値であり、実績数値の報告は実務上困難であると考えられる。3 月末時点ではいったん見込数値を入手し、実績数値が確定した段階で見込額との差を調査するなどの方法が望ましいと考える。また、このような現実的対応が可能となるように、要綱を改定することが望ましい。</p> <p>なお、要綱第 4 条によると、補助金を受けた協議会の代表者は、事業の実績報告を補助対象年度の翌年度 5 月 31 日までに提出するものとされている。前述の通り、平成 29 年度に関しては 3 月 31 日付で実績報告書が提出されており、添付書類として、資金収支決算書、事業報告書、補助対象事業費用内訳が提出されている。3 月 31 日時点で確定した決算書を入手するのは現実的ではないため、要綱の規定に従い、決算書の入手は 5 月末以前であれば足りるものとする。一方で、補助金交付額を確定するためには、3 月末までに一定の書類の提出を受けて確認する必要があると思われる。</p> <p>要綱における実績報告書の提出期日及び提出書類等の規定について、改めて検討することが望ましい。</p>			
講じた措置の内容	<p>補助対象事業の会計年度内に事業内容を確認し、補助金額を確定する考えから 3 月 3 1 日付けで実績報告書を提出させていました。</p> <p>令和 2 年 4 月 1 日付けで下記のとおり要綱を改正しました。</p> <p>① 補助事業者が当該年度の 3 月 31 日までに確定数値を記載した実績報告書を提出できない場合は、同事業者は見込額を記載した実績報告書を同 3 月 31 日までに提出するものとする。</p> <p>② 見込額を記載した実績報告書が提出された場合は、確定した実績が出た後に実績資料を提出させるものとし、先に受けていた見込額との相違点がないか確認する。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 30 年度	対象部局等	こども未来部		こども政策課
報告書ページ	149 ページ	14 (1)	区 分	○	指摘
指摘等の内容	<p>補助金交付要綱と実際の補助対象経費の不整合</p> <p>要綱において補助金の対象は東浜児童センターと野田児童センターの施設運営経費に特定されているが、補助金の支給対象としている東浜児童センターの経費には、本部の人件費が含まれている。補助対象経費に本部人件費を含めるのは要綱の定めに抵触しているものであり、補助を継続する必要があるのであれば、補助対象経費として要綱に明記すべきである。</p> <p>(要約)</p>				
対応状況	<p>ご指摘の内容につきまして、令和 2 年 4 月 1 日付で要綱改正を行い、補助対象経費やその範囲を明記しました。</p>				

- (1) 指摘等の内容欄は、監査の結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成30年度	対象部局等	こども未来部	こども政策課
報告書ページ	150ページ	14(2)	区分	○ 指摘 意見
指摘等の内容	<p>補助金交付対象経費の明確化</p> <p>「積立資産支出」及び「拠点区分間繰入金支出」が、補助対象の経費に含められており、これらは各児童センター負担金ということで補助対象経費に含まれる内容であるが、要綱の定めからすると補助対象経費の判断が難しい。補助金算定方法の客観性、透明性を高めるために、(1)の指摘も含めて、要綱における補助対象経費の範囲を明確に定めるべきである。</p> <p>(要約)</p>			
対応状況	<p>ご指摘の内容につきまして、令和2年4月1日付で要綱改正を行い、補助対象経費やその範囲を明記しました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査の結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に(要約)と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

様式 1

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 30 年度	対象部局等	こども未来部	こども政策課
報告書ページ	150 ページ	14 (3)	区 分	指摘
			○	意見
指摘等の内容	<p>補助事業等実績報告書等の提出期日及び入手書類と実績値の検討</p> <p>実績報告時においては、補助対象事業者より決算書（抄本）を入手して確認しているが、詳細な実績の確認は行われていない。当初予算と実績値の整合性の検討は慎重に行うことが望ましい。なお、実績報告の日付は 3 月 31 日だが、3 月末時点で確定決算の数値を提出することは実質的に不可能である。3 月末時点ではいったん見込数値を入手し、実績数値が確定した段階で見込額との差を調査するなどの方法が望ましいと考える。また、このような現実的対応が可能となるように、要綱を改定することが望ましい。（要約）</p>			
対応状況	<p>本市では、補助対象事業の会計年度内に実績を確認し、金額を確定することから、3 月 31 日付けで実績報告書を提出することとしていました。</p> <p>3 月 31 日時点において、金額が確定した実績報告書の提出が不可能な場合には、見込額を記載した実績報告書を提出してもらい、その後確定した実績報告を提出してもらうことで、見込額と実績額に相違がないか令和元年度分より確認済みです。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査の結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

監査実施年度	平成 30 年度	対象部局等	市民・文化スポーツ部	文化振興課
報告書ページ	163 ページ	24 (1)	区分	○ 指摘 意見
指摘等の内容	<p>補助金交付対象経費の明確化</p> <p>当補助金は、文化財調査室運営費補助金交付要綱（以下、この項において「要綱」という。）に従って交付される。当補助金の対象経費については、要綱第 2 条で以下のように定められている。しかし、この「経費」の範囲に関する具体的な定めがないため、要綱に従って補助金交付額が決定されているかの判断が困難である。</p> <p>第 2 条 補助金は、公社が文化財調査室を運営するための経費について交付するものとし、その額は、補助の対象として認める経費の範囲内において市長が定める額とする。</p> <p>平成 29 年度の当補助金は、福島市教育委員会一般発議書により交付額が確定されていることを確認した。しかし、補助対象事業者である当法人の文化財調査室は、福島市からの補助金 45,548,251 円の他に、市との業務委託契約に基づいて受託事業収入 16,209,480 円を受領している。</p> <p>要綱第 2 条が定める経費の範囲が明確でないことから、要綱に照らしてこの補助金額の算定方法が妥当であるかの判断ができない。受託事業収入の対象経費は事業に係る直接経費であり、文化財調査室運営費補助金の対象経費と範囲は異なるとのことだが、その対象範囲が明確になるように、要綱で定めるべきと考える。補助金の透明性と補助対象経費の客観性（どのような事業のどのような費用を交付対象とするのかを明確にする）を高めるために、補助金の交付対象とする経費の費目及び範囲を要綱等に明記すべきである。</p>			
講じた措置の内容	<p>令和 2 年 4 月 1 日付けで文化財調査室運営費補助金交付要綱を改正し、補助金の交付対象とする経費の費目及び範囲を要綱等に明記しました。</p>			

- (1) 指摘等の内容欄は、監査結果を移記すること。やむを得ず要約した場合は、文末に（要約）と記載すること。
- (2) 講じた措置の内容欄は、措置の内容と併せて実施開始時期又は開始年度等も含めて明確に記入願います。